



第2章 目的

本保全戦略は、生物多様性国家戦略2010に基づき、生物多様性条約における国際的な目標や我が国の海洋基本法及び海洋基本計画も踏まえ、環境省が「海洋生物多様性保全戦略専門家検討会」を設置して検討し、策定するものである。

本保全戦略は、海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス³（海の恵み）を持続可能なかたちで利用することを目的とする。

そのため、本保全戦略は、主として排他的経済水域までの我が国が管轄権を行使できる海域を対象とし、海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本的な視点と、施策を展開すべき方向性を示す。

なお、本保全戦略に示された施策等は、次の生物多様性国家戦略見直しの際に適切に反映することとし、それにより政府全体として海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用の取組について一層の促進を図ることとする。

また、本保全戦略が、地方公共団体における生物多様性地域戦略の検討等の生物多様性に関する施策の推進に資するとともに、海洋の生物多様性に関する国民の理解と取組を広く促すよう、普及広報を図っていく。



3 第3章「1. 生物多様性及び生態系サービスとは何か」を参照。